

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、すみやかに提出してください。

* 町処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(あて先)富士見町長 _____年____月____日提出		(特別徴収義務者)	所在地										
			名称										
			代表者の職氏名印										
			法人番号										
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額					
フリガナ		円	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 月分で納入 (月 日 納期分) 3. 普通徴収	円					
氏名	(旧姓)	円	円	円	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 月分で納入 (月 日 納期分) 3. 普通徴収	円			
生年月日	M・T・S・H 年 月 日	円	円	円									
個人番号 <small>転勤等の場合は新勤務先に記入</small>		円	円	円									
住所 <small>(1月1日現在の住所...必ず記入願います。)</small>		円	円	円									
新住所 <small>(給与の支払いを受けなくなった後の住所)</small>		円	円	円									

※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動が_____年 12月 31日までで、申出があったため (_____月____日申出) 2. 異動が_____年 1月 1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	異動者印	徴収予定			相続人の氏名等		
		徴収予定月日	徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	住所
			円	円			

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が 万円以下)
3 (普D)	給与の支払いが不定期 (例:給与の支払いが毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

※転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きをご確認ください。)

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 <small>(※ 新規事業所の場合は記入不要です。)</small>	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・否
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		氏名	
フリガナ		電話	
氏名又は名称		(内線 _____)	
代表者の職氏名印			
給与所得者の受給者番号			

【提出先】〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777 富士見町役場 財務課 町民税係 電話:0266-62-2250(代表) 0266-62-9122(直通)
 (注)「法人番号」欄には、申告者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

(注意)
 ・黒のボールペン又はペンで記入してください。
 ・転勤、再就職等により異動後の勤務先を記入してください。
 ・先にお届けの届出書に記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」は記入せず、新勤務先へお届の届出書に記入してください。
 ・一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収が義務づけられています。
 ・印の欄は、届出者において記入する必要があります。一月一日現在の住所(課税地)のある場合は、一括徴収が義務づけられています。